

赤平市地域公共交通活性化協議会

10月19日に東公民館において「赤平市地域公共交通活性化協議会」が開かれ、市民の足となる公共交通の将来について協議されました。

今年度は、交通空白地域に住んでいる方や高校生を対象としたアンケートなども実施しており、その結果に関する報告や12月に交通空白地域を対象とした乗合タクシーの試験運行を実施する採択がされました。

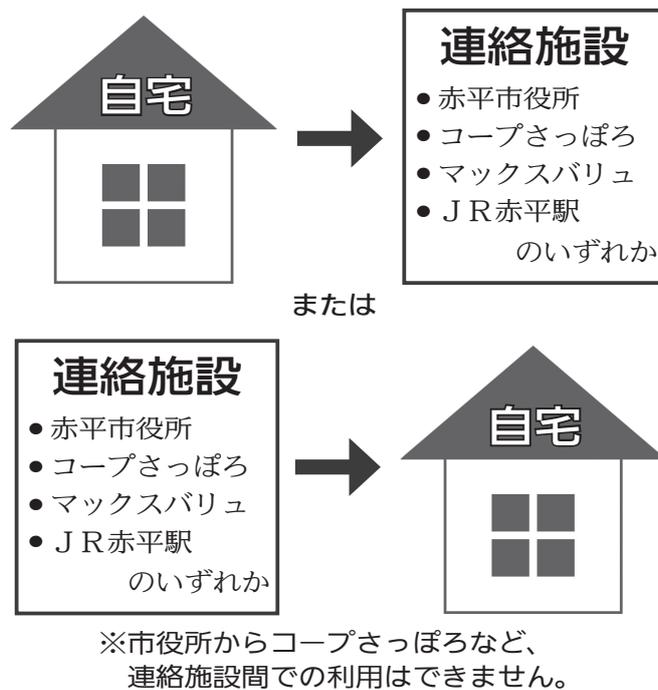
赤平市では、公共交通機関として中央バスや2社の民間タクシーが運行しており、また、お買い物バスとしてコープさっぽろの「トドックバス」が利用できます。

しかしながら、交通空白地域として、バス停から離れている地域の方が少なからずおり、その方々の支援が必要な状況です。

赤平市地域公共交通活性化協議会において、タクシーチケットの配布やコミュニティバス、乗合タクシーなど、様々な移動手段について検討をした結果、今回の乗合タクシーが市の実状に則しているのではないかと今回の試験運行に至りました。

乗合タクシー試験運行イメージ

試験運行実施期間: 12月1日(水)～30日(木)



試験運行の車両



試験運行対象地域

【東区域】

- 住友山手・平和台
- 赤間1～3区
- 東豊里町
- 茂尻栄町
- 茂尻新町
- 百戸町東
- 百戸町西

【西区域】

- 北文京町
- 豊丘町
- 西豊里町
- 桜木町
- 住吉町
- 共和町
- 幌岡町
- 幸町
(幸団地1・2号棟)

試験運行中
赤平市
乗合タクシー

1カ月かけて行なう試験運行の結果を今後の赤平市における公共交通のあり方を決める手段の1つとして、対象地域で試験運行期間中どれだけ利用されるのか、また、利用者に対するアンケートを参考にして検討を進めていきます。乗合タクシーを本格的に運用するのか、交通空白地域のみでなく全市的に運行するのか、また、別の手段を検討するのかなど、引き続き協議会のなかで議論し、住みよい赤平市を目指します。

赤平市地域公共交通活性化協議会事務局 ☎32-1834



納付相談はお早めに

市では、市税・料金などを公平に負担していただくため、滞納している方に「差し押え予告書」を郵送しています。

納付相談が無い、再三の納税催告に応じない方には、法律に基いた「預金、不動産、給料」や自動車・軽自動車・オートバイなどの差し押えをします。それでも完納いただけない場合は、差し押さえた財産を公売で売却し、滞納税に充てることとなります。



タイヤロック



ミラーズロック

万一、ミラーズロックやタイヤロックを無理やり剥がしたり、壊して取り外したりすると「封印毀損罪」となり地方税法332条(滞納処分に関する罪)・刑法96条(封印等破棄)・刑法252条(横領)などの法律で処罰されることがあります。
※公示書は、ドアミラーに装着します。

【今月の納税】

固定資産都市計画税	第4期
介護保険料	第5期
国民健康保険税	第6期
後期高齢者医療保険料	第6期
納期限	12月30日(木)まで

便利・確実・安心な 口座振替をご利用ください

市税・使用料などの納付は、口座から自動的に納付できる口座振替がお勧めです。納期ごとに納める手間が省け、うっかり払い忘れることもない便利な方法です。

税務課窓口まで通帳・通帳にご登録した印鑑をお持ちいただければ簡単にお手続きできます。



24時間利用できます コンビニ納付



朝から夜まで金融機関や市役所にも行けず、口座振替の手続きにも行くことが難しい方は、コンビニ納付をご利用ください。

※納税・納付者負担の手数料は一切かかりません。

※営業時間内ならいつでも納付できます。



人差し指で「X」印をつくり



左右ななめ下へ引き下ろす



第53回

「クリスマス」

手話モデル 中野 愛子 さん
(赤平手話の会)